にかほ市マスコット「にかほっぺん」イラスト使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、にかほ市マスコット「にかほっぺん」のイラスト(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

- 第2条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、にかほ市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出(様式第2号)のみとし、この限りでない。
 - (1) にかほ市各課等が使用するとき。
 - (2) にかほ市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (4) そのほか、市長が適当と認めたとき。

(書類の提出先)

第3条 申請書及び承認等の手続きは、にかほ市商工観光部観光課観光振興班で行う。

(使用承認)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。
 - (1) にかほ市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) にかほ市について正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) マスコットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) そのほか、市長がマスコットの使用について不適当と認めたとき。
 - 2 前項の承認は、マスコット使用承認書(様式第3号)をもって行うものとする。
 - 3 市長は、マスコットの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件 を付けることができる。

(無償使用)

第5条 マスコットを使用する場合は無償とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) デザインガイドに定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。
 - (4) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用はしないこと。
 - (5) 原則として、物品等には「にかほ市マスコット にかほっぺん」との表記を付すること。

- (6) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (7) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

- 第7条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行う。
 - 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

- 第8条 市長は、マスコットの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に 損害が生じても、市長はその責めを負わない。
 - 2 前項の承認の取消しは、マスコット使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものと する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。